

令和8年度全国安全週間 スローガン募集要領

1 趣旨

全国安全週間は、厚生労働省と中央労働災害防止協会の主唱により、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として、毎年7月1日から7月7日まで実施している。

令和8年度と同週間のスローガンについて、安全意識の高揚と事業場における自主的安全活動の促進を図る内容とするものを募集する。

2 募集範囲

募集の範囲は、幅広く以下のテーマを踏まえたものとする。

- ① 製造業や建設業はもとより、高年齢労働者や外国人労働者の増加など就業構造の変化及び働き方の多様性を踏まえた安全対策の必要性も喚起できるもの
- ② 転倒災害や腰痛といった、労働者の行動に起因する労働災害の予防に必要な、安全意識の啓発や体づくりの必要性を喚起できるもの
- ③ 新規採用や転職等に伴う経験の少ない未熟練の労働者への安全対策の必要性を喚起できるもの
- ④ 企業の安全管理体制の強化を奮起させるもの

なお、スローガンはポスターやのぼりなどで働く現場に掲示されるため、簡潔かつより多くの方に親しみやすい字配りにも配慮されたものが望ましい。

3 提出方法

以下、いずれかの方法によるものとする。

① Forms による応募

以下のリンク先のフォームに必要事項を入力して提出する。

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc_1xHImkUmY-IdwQvXJs-K4NRNsYqREgPdY2dt_TYIUN1dTWVI3U11KQjNOU0MzRTBGVTNGNEczMi4u

② 応募用紙の郵送による応募

別添の応募用紙を印刷し、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課業務第一係まで送付する。

【送付先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課業務第一係

4 募集期間

令和8年1月7日（水）～2月6日（金）【当日消印有効】

5 選考等

厚生労働省において選考し、スローガンを決定する。

ただし、応募作品の一部を修正して使用することがある。

なお、応募作品は未発表で自作のものに限る。

また、応募作品の著作権は主唱者である厚生労働省及び中央労働災害防止協会に帰属するものとする。

6 発表方法

採用者に通知するとともに、厚生労働省報道発表ページで発表する。

7 活用等

令和8年度全国安全週間の実施に当たって、各種の広報活動、週間行事の実施等の際に活用する。